



新型コロナウイルス感染症対策に関する支援事業

# 暮らしを応援・松島町住まいの リフォーム助成事業(第2期)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大(コロナ禍)による影響を大きく受けている住宅関連産業の支援として、リフォーム助成事業の第2期を実施します。

## ①. 事業概要・申請方法等

- 1 予算額 **1,000万円**  
※ 先着順で受付します。  
※ 予算残額については⑥,お問い合わせに記載の町ホームページでご確認願います。
- 2 補助金額 **20万円(上限額)**  
※ 対象工事費が10万円(税抜)以上の工事を対象とし、対象工事費の1/2を補助額とします。  
※ 予算残額によっては、交付できる額が申請額に満たない場合があります。
- 3 申請方法 補助金交付申請書及び添付書類を⑥,お問い合わせに記載の担当窓口へ提出してください。  
※ 添付書類が揃った状態でないと受付できませんのでご了承ください。
- 4 申請期間 令和4年8月3日(水)午前10時受付開始～予算が無くなり次第終了

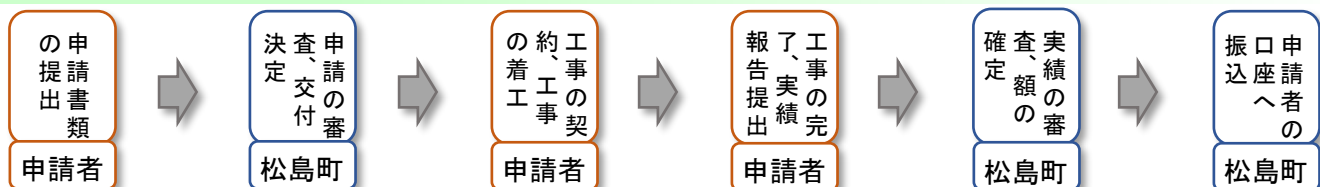
**※ 8月3日(水) 午前10時～午後3時 のみ特設会場  
文化観光交流館(アトレ・るHall)で受付します。**

## ②. 対象要件等 (原則は第1期と同様です)

- 1 補助対象者(申請者) ・ 町内に住所を有し、リフォーム工事が完了した後も継続して住所を有する意思がある者  
・ 申請時点において、納付すべき町税等の滞納のない者
- 2 住宅要件 ・ 町内において、自ら居住するために所有する住宅であること(賃貸住宅を除く)  
・ 平成29年5月31日以前に建築された住宅  
(集合住宅にあっては専有部分、店舗併用住宅にあっては住居部分が対象)
- 3 施工業者 ・ 町内に本社がある法人又は住民登録がある個人事業主であること
- 4 対象工事 ・ 既存住宅の機能、性能、安全性、耐久性及び居住性能を維持し、又は向上させるために行う住宅の改修、修繕、及び模様替え等のほか、コロナ禍における新しい生活様式に配慮した工事を対象とする(④,補助対象工事の例を参照)

**※第2期では、令和4年6月7日以降にリフォームを行うもの(行ったもの)が対象となります。  
8月3日以前に着工する工事がある場合、⑥,お問い合わせに記載の担当窓口へご相談下さい。**

## ③. 申請手順等



#### ④、補助対象工事の例（住宅のリフォームに要する工事、リフォーム助成事業第1期と同様）

区分	工事内容	
補助対象となる工事の例	外装の改修	屋根の葺き替え、防水、塗装、その他の屋根工事、外壁の張り替え、塗装、その他の外装工事、雨樋の取替え、改修、その他の樋工事
	玄関の改修	既存扉の改修・取替え、開口部の拡大、モニター付きインターホン設置、その他防犯対策工事、玄関外の手すり、スロープの設置、その他外部バリアフリー工事
	内装の改修	床材、壁材及び天井材の張り替え、塗り替え、その他の内装、タイル、塗装又は左官工事 居室等の増減築、間取り等の変更工事、造り付け家具の造作工事、家具固定改修工事 ドアの取替、襖・障子の張り替え、その他の建具工事 廊下・階段の改修、手すりの設置、その他内部バリアフリー工事 エアコン等の設置、その他空調設備工事 工事を伴う照明器具の取替え、コンセントの設置・移設、屋内配線、その他電気設備工事
	浴室の改修	ユニットバス化、浴槽の取替え、給湯器の取替え、浴室暖房機の設置、その他の浴室工事
	トイレの改修	便器・ウォシュレットの取替え、手洗い器の設置、その他衛生設備工事
	台所の改修	システムキッチンの設置・取替え、工事を伴うIHクッキングヒーター・ガスコンロの取替え等 タッチレス水栓の設置、給水管、配水管及びガス管の取替え、その他給水・配管工事 換気扇の設置・取替え、その他換気設備工事
	窓の改修	ペアガラス又は二重サッシ(内付けサッシの追加)への取替え、網入りガラス、その他建具工事
	その他の工事	通路・駐車場等の舗装・タイル工事、門扉・フェンスの取替え、造園工事
	補助対象とならない工事の例	建築工事
設備の改修		移動が可能な固定されていない電気製品(テレビ、冷蔵庫、電子レンジ)等の更新
その他の工事		害虫・害獣駆除、その他の防虫や薬剤散布、塗布 工事の伴わない家具・家電の設置、店舗、事務所等の事業の用に供する部分に係る工事費用 町内に本社がない法人又は住民登録のない個人事業主が行った工事 電力会社、インターネット等に対する各種申込費用、その他手数料、消費税及び地方消費税

#### 注意事項

- ・建設業等を営んでいる者(代表者)が所有し居住している住宅を、自身が営んでいる会社で改修する場合等は対象となりません。
- ・交付決定後に工事内容が変更となり工事費が増額となった場合は、補助金の増額は出来ません。  
工事費が減額となった場合は、補助金額も減額となります。
- ・実績報告後に行う現地確認において虚偽の申請内容が確認された場合は、交付決定を取り消す場合があります。

#### ⑤、交付申請に必要な書類（様式は第1期のものと共通です）

補助金の交付申請は、「暮らしを応援・松島町住まいのリフォーム助成事業補助金交付申請書(様式第1号)」によるものとし、以下の書類を添えて、⑥、お問い合わせに記載の担当窓口まで提出して下さい。(添付書類については令和4年5月1日以降に発行されているものが有効) ※【第1期】の交付決定を受けている住宅については、申請できません。

- 1 補助金交付申請書 ・ 氏名欄を自署したもの
- 2 工事見積書 ・ 宛名は申請者で、施工業者の代表者名の記載があり、工事の内容・工期が確認できるもの  
※一般的に発行まで時間がかかるもののため、事前に依頼して準備するとスムーズです。
- 3 工事工程表 ・ 事業期間が確認できるもの(工事見積書に工期の記載があれば不要)  
※令和5年3月20日までにリフォーム工事が完了及び実績報告の提出ができるもの
- 4 施工前写真 ・ リフォーム工事に着手する前の当該工事箇所及び全体の写真(A4用紙に貼付し提出)  
・ 屋根・外壁を工事する場合は建物の4面が確認できるもの
- 5 図面等 ・ 住宅の位置図及び工事箇所の改修前後の詳細が記載された平面図等

※ 詳細については「暮らしを応援・松島町住まいのリフォーム助成事業補助金交付要綱」を確認願います。

※ 【第1期との変更点】住民票の写し、未納のない証明書については、交付申請の受付後に提出となります。

#### ⑥、お問い合わせ

担当窓口：松島町企画調整課 ※8/3のみ特設会場で受付  
〒981-0215 TEL 022-354-5702 FAX 022-354-3140  
松島町高城字帰命院下一、19-1 メール info@town.matsushima.miyagi.jp



HPも  
チェック!